

福島県地域福祉支援計画骨子案のポイントについて

令和 2 年 10 月 23 日

福島県社会福祉課

1 見直しの背景

【社会福祉法の改正概要】

(1) 平成 30 年 4 月 1 日施行 社会福祉法

① 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

「我が事・丸ごと」の地域作り・包括的な支援体制の整備

ア 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

イ この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

ウ 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項及び包括的支援体制整備を定め、上位計画として位置づける。（都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。）

(2) 令和 3 年 4 月 1 日施行 社会福祉法（参考）

① 社会福祉法に基づく新たな事業（重層的支援体制整備事業）の創設

- ア 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、
Ⅰ 相談支援、Ⅱ 参加支援、Ⅲ 地域づくりに向けた支援を実施する事業を創設する。
－ 事業実施の際には、Ⅰ～Ⅲの支援は全て必須－ 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業
- イ 新たな事業を実施する市町村に対して、関連事業に係る補助等について一体的な執行を行うことができるよう、交付金を交付する。

2 「福島県地域福祉支援計画」(改定骨子案)の構成

(現行)福島県地域福祉支援計画		(新)福島県地域福祉支援計画	
はじめに 保健福祉部長 地域福祉計画改定の趣旨	→	はじめに 保健福祉部長 地域福祉計画改定の趣旨	
第1章 計画の概要		第1章 計画の概要	
1 計画改定の趣旨	→	1 計画改定の趣旨	
2 計画の性格・位置付け	→	2 計画の性格・位置付け	
3 計画の期間	→	3 計画の期間	
4 計画の進行管理	→	4 (新)他の福祉関係計画との関係	
		5 (新)計画の構成	
		6 計画の進行管理	
第2章 地域福祉を取り巻く状況		第2章 地域福祉を取り巻く状況	
1 地域社会の状況	→	1 地域社会の状況	
2 市町村地域福祉計画の策定状況	→	2 市町村地域福祉計画の策定状況	
第3章 計画の基本的な考え方		第3章 計画の基本的な考え方	
1 基本理念	→	1 基本理念	
2 基本方針	→	2 基本方針	
3 地域住民、民間団体等及び行政の役割	→	3 地域住民、民間団体等及び行政の役割	
第4章 施策の方向		第4章 施策の方向	
1 東日本大震災からの復興に向けた地域福祉の推進	→	1 東日本大震災からの復興に向けた地域福祉の推進	
2 地域づくり(市町村支援)	→	2 (新)地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項	
3 地域福祉を担う人づくり	→	3 市町村の地域福祉推進への支援	
4 地域福祉サービスの基盤づくり	→	4 地域福祉を担う人づくり	
		5 地域福祉サービスの基盤づくり	
		6 (新)地域生活課題の解決に向けた包括的支援提供体制整備の支援	
		7 福島県地域福祉支援計画 指標	

3 骨子案のポイント

- (1) 第4章「施策の方向」の以下の項目について、追加・修正により内容の充実を図る。

地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し共通して取り組むべき事項を加える。(第4章の2に対応)

- ① 様々な課題を抱える人の就労や活躍の場の確保等を目的とした福祉以外の分野との連携
【内容例】障がい者の就労体験、農福連携の推進など福祉以外の分野との連携
- ② 高齢、障がい、子ども・子育て等、福祉分野の重点事項
【内容例】地域包括ケアシステムの深化・推進、障がい者が安心して暮らせる環境づくり、子どもを安心して生み育てることができる環境づくりなど
- ③ 制度の狭間の課題への対応
【内容例】他機関との連携による総合相談支援体制の構築支援、地域における支え合いを行う団体の設立及び活動への支援
- ④ 生活困窮者等の各分野横断的に関係する人に対応できる体制の整備
【内容例】生活困窮者自立支援事業の推進
- ⑤ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
【内容例】共生型サービス等の展開の支援

- ⑥ 居住に課題を抱える人への横断的支援
【内容例】住宅確保要配慮者賃貸住宅の供給促進
- ⑦ 就労に困難を抱える人への横断的支援
【内容例】生活困窮者、障がい者、ひとり親世帯等への支援
- ⑧ 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援
【内容例】深刻化前の早期発見のための地域づくりなど
- ⑨ 市民後見人等の育成・活動支援及び判断能力に不安がある人への権利擁護支援
【内容例】成年後見制度における中核機関の設置に向けた支援
- ⑩ 高齢者や障がい者、児童に対する虐待防止の取組推進
【内容例】高齢者等に対する虐待への適切な対応
- ⑪ 保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした人等への社会復帰支援
【内容例】県再犯防止計画の推進
- ⑫ 地域住民等が集う拠点の整備等
【内容例】自治会や認知症カフェ、子育て支援拠点での活動を通じた生活課題の把握支援
- ⑬ 地域づくりにおける官民協働の促進
【内容例】地域の一員である企業等への働きかけ、共同募金等の取組の推進
- ⑭ 地域づくりに資する複数事業の一体的な実施のための連携体制の構築
【内容例】事業を一体的に実施することで補助事業を有効活用した連携体制の実現
- ⑮ 全庁的な体制整備
【内容例】福祉以外の分野も含めた連携会議の開催等

地域生活課題の解決に向けた包括的支援提供体制整備の支援に関する事項を加える。(第4章の6に対応)

- ① 住民主体の地域づくりを推進していくための人材育成及び市町村間の情報共有の場づくり
【内容例】構築支援の情報や県内外の先進事例の提供
- ② 県域で推進していく施策の企画・立案
【内容例】有識者、市町村、福祉関係者等との情報共有の実現
- ③ 重層的支援体制整備事業への支援
【内容例】重層的支援体制構築に向けた支援

(2) 計画期間

関係計画との整合性を図るよう、令和3年度から令和8年度までの6年間とする。

